

2012年11月11日

2012年度 JLA 中堅職員ステップアップ研修(1)

図書館の自由

(社)日図協 図書館の自由委員会

副委員長 山家 篤夫

1. はじめに

* 1974年・米国

R市公共図書館理事「“図書館の権利宣言”は法律ではないんです・・・私は宣言を承認した理事会の決定を覆し、この図書館では正しく妥当な見解のみを反映させるよう主張するつもりです」 - A.J.アンダーソン著・藤野幸雄訳『図書館の自由と検閲』(1980.日図協)57p -

* 2012年・日本

武雄市長「この宣言は日本図書館協会という図書館関係者の「部分社会」(法学用語)の宣言で、一般社会には法規性は何らないんですよ」 - ブログ・武雄市長物語 2012.5.6 - 彼らに対応する「力」をつけよう

2. 「図書館の自由」の発見

(1) 戦前：図書館は国民を思想善導する教化機関

到達点：『図書館事業の体制確立に関する請願』日図協会長と図書館長 39名(昭18年)

「図書は思想戦の武器・・・其の活用の大道は図書館施設を利用し読書指導を為すことを措きて他に是あるを知らず・・・図書の出版刊行に国家意志を加うることを知って、その国民各層への浸透機関たる図書館を顧みざるは、一を知って他を知らざるものと謂うべし」

仕組み 国父主義(paternalism). 本はそのツール

「善良の書籍は善良の思想を伝播し不良の書籍は不良の思想を伝播すれば則ち其の不良なるものを廃棄し其の善良なるものを採用するを要する・・・」(「文部省示諭事項」明15)

仕組み 「中央図書館制度」

都道府知事は都道府県立図書館を管理．都道府県立図書館長に管内公共図書館を指導し視察する権限を付与．「図書館令」「公立図書館職員令」(昭8)

(2) 1945年・敗戦：図書館に自由の風が吹き込む

1947年 日本国憲法：国民主権+平和主義+基本的人権(第21条に「表現の自由」)

1950年 図書館法：図書館令は廃止．「国民の教育と文化の発展に寄与」(1条)．図書館協議会(14条)．無料原則(17条)

(3) 「逆コース」 1954年 「図書館の自由に関する自由宣言」採択

1952年(4) 講和条約発効， (7) 破壊活動防止法成立 - 図書館にも治安警察の姿(中島健三講演会事件)(12) 埼玉県公共図書館協議会「日本図書館憲章制定」を JLA 事務局長に申入れ．

1954年 JLA 総会「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」)採択．

* 治安維持法体制への逆行について、図書館界として不同意の意思表示．

(4) 近代的公共図書館活動のスタート - 『中小都市における公共図書館の運営』(JLA.1963年) / 日野市立図書館サービス開始(1965年) -

- ・地域の図書館こそ知る自由を保障する機関
- ・スローガン: いつでも, どこでも, だれにでも, なんでも

前川恒雄氏が語る「図書館の自由」の発見 - 英国での経験 1963年 -

…そこで私はPTA 母親文庫のことを言ったんです。これは長野県がやったのですが、公共図書館がPTA に本を持って行って、PTA が4人1組で組を作りまして、組に1冊の本を貸すわけです。その1冊を4人が1週間ずつそれを読んで別の組と交換し、また1月読んで、その本は学校に持って行って学校から子どもが母親のところに届ける、と。

エクルズの館長は根掘り葉掘りその方法を聞きましてね。最後に机の上の本を一冊持って、『イギリスでそういうことをやったら、市民はその本を窓から放るだろう』と言った。

私は強いショックを受けました。痛烈に批判された。日本の公共図書館は戦後も、上から何かを教えることをやっていた。読みたいと言っていない母親に、本を子どもに持たせてやる。PTA という組織にのせて。日本の公共図書館とイギリスの公共図書館の違いが、そこで私は非常に鮮明に分かった。(『前川恒雄著作集』1巻 p.165-167)

(5) 自由宣言の再確認・改訂 (JLA1979年総会)

きっかけは、山口県立図書館蔵書隠匿事件 (1973年)

自由宣言 1979年改訂では副文を付加。第3「利用者の秘密を守る」新設。

3. 「自由宣言」とは? 日本国憲法第21条・知る自由保障とルール3 + 1で構成

(1) 憲法準拠

前文の主文で、図書館の目的と役割を提示

「図書館は基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に施設と資料を提供することをもっとも重要な任務とする。」

前文の副文1で憲法第21条準拠原則を説明

「日本国憲法は主権が国民に存する…国民の不断の努力によって保持されなければならない。」

- * 日本国憲法第21条: 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

(2) ルール3とは?

前文の副文第2項以下で、3つのルールを提示

【価値中立性】図書館サービスは価値中立性を基本にする

【権利性】住民は図書館からサービスを受けとることに権利を持つ

【公平性】その権利は住民に公平に保障される

「自由宣言」前文の副文

- 2 すべての国民は、いつでも【公平性】その必要とする資料を【価値中立性】入手し利用する権利を有する【権利性】。

- 3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく【価値中立性】，自らの責任にもとづき【価値中立性】，図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて【公平性】，収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない【価値中立性】。
- 5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない【公平性】。
外国人も、その権利は保障される【公平性】。

図書館の自由 - 正確にいうと・・・

自由宣言の英訳は，“Statement on Intellectual Freedom in Library”（図書館における知的自由についての宣言）。ALAの自由委員会「Intellectual Freedom Committee」の旧称は、「Committee on Intellectual Freedom to Safeguard the Rights of Library Users to Freedom of Inquiry」= 図書館利用者の探求の自由の権利を守るところの知的自由委員会

「表現の自由」と「知る自由」の関係 そして図書館員の中核的責任

わが国で「知る自由」が「表現の自由」の一体的権利として認識されてきたのは1960年代後半から。（奥平康弘『表現の自由とはなにか』中公新書.1975）

「世界人権宣言」（1948.12.10 第3回国際連合総会採択）

19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

「IFLA/図書館と知的自由に関する声明」（1999.3.25 国際図書館連盟理事会承認）抜粋

国際図書館連盟（IFLA）は、国際連合世界人権宣言に定められた知的自由を支持し、擁護するとともにこれを推進する。

国際図書館連盟は、知る権利と表現の自由が同一の原則を2つの側面から把握したものだと信じる。知る権利は思想と良心の自由のための必要条件であり、思想の自由と表現の自由は情報への自由なアクセスにとっての必須不可欠の条件である。

国際図書館連盟は、知的自由を支持することが図書館情報専門職にとっての中核的責任であると断言する。

*東京都青少年条例改正(2011)の都の説明：流通規制は表現規制ではない。「条例改正案のポイント」は、子どもに対する悪質な性行為を不当に賛美・誇張するように描いた漫画を、成人コーナーに区分陳列して、子供に見せない・売らないこととあります。表現規制ではありません。このような漫画を描くことや大人に売ることを規制するものではないため、「表現の自由」「創作の自由」の侵害に当たるようなものでもありません。」

(3) 図書館の自由の社会的認知は？

わが国の裁判所（社会の一般常識を反映）は図書館の目的と役割をどう認知しているか。

1) 価値中立性

船橋市船橋西図書館の蔵書破棄損害賠償事件・最高裁判決(2005.7.14)（『民集』59巻6号1569頁）

- 1) 「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」
- 2) サービスの主眼は「住民の要求」に応えること
- 3) **価値中立的サービスは公立図書館職員の職務上の義務**
 「公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負う」

ALA の図書館権利宣言の改訂 - 価値中立性を前面に -

ALA は “ Library Bill of Rights ” を改訂し、価値伝達性（教育性）をもつ表現・文言を価値中立的なものに置きかえてきた。

「1939 年版」(抜粋)

第 1 条 公費で購入する図書及びその他の読書資料は、地域社会の人々にとっての価値と関心(value and interest)のために選ばれるべきである。いかなる場合にも、著者の人種、国籍、あるいは政治的、宗教的な見解に影響されて、選択がなされてはならない。

第 3 条 民主的な生き方を教育する一つの機関として、図書館は、社会的に有用な活動や文化的な活動のために、また時事問題の討論のために、集会室の利用をとくに歓迎すべきである。

「1980 年改訂版」(抜粋)

ALA は、すべての図書館が情報や思想のひろば(forums for information and ideas)であり、以下の基本方針が、それらのサービスの指針となるべきであるということを確認する。

第 1 条 図書およびその他の図書館資源は、図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びとの関心、情報、啓発(interest, information and enlightenment)に役立つように提供されるべきである。

2) 権利性

) 戦前(旧憲法下)、営造物(含・図書館)の主体と目的は国家であり、国民は「反射的利益」を受けただけとされた。

・「営造物とは、行政の主体によって直接に特定の行政の目的に供せらるる継続的の一体の施設をいふ。…人の利用を為し得ることは権利ではない。行政はその営造物を公共の利用に供し、行政の客体はただその結果として之を利用し得るのみ。即ち利用者は営造物設定の反射たる利益を享受し得るに過ぎない。」
 (磯崎辰五郎『行政法』1936.日本評論社)

) 「憲法は国民主権に変わっても行政法は変わらない」のか？

1963 年 地方自治法改正 で「営造物」を廃し「公の施設」と改称。

* 地方自治法 244 条：地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という)を設けるものとする。

) 船橋事件最高裁判決(つづき)

4) 蔵書の著者らが図書館で著書を読まれる利益は「法的保護に値する人格的利益」

結論 図書館職員が、基本的な職務上の義務に反し…不公正な取扱いをしたときは、著作者の上記人格的利益を侵害し国家賠償法上違法。船橋市に損害賠償を命じた。

* 最高裁判決の抜粋
 「(公立図書館が)住民に図書館資料を提供するた めの公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公

的な場でもありということができる」
「図書館職員が閲覧に供されている図書を…不
公正な取扱いによって廃棄することは、当該
著作者が著作物によってその思想、意見等を公
衆に伝達する利益を不当に損なうもの」

「図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的
な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な
評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、
当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして
国家賠償法上違法となる」

* 著者たちの「図書館で著書を読まれる利益」の前提には、利用者・住民の「図書館で蔵書
を読む利益」があるはずだ。

) 大阪・熊取町立図書館の協力貸出拒否損害賠償請求事件・大阪地裁判決（2007.6.8）

利用者・住民は図書館で蔵書を読む「人格的利益」をもつとした。

「公立図書館が住民に対して思想、意見その他種々
の情報を含む図書館資料を提供し、その教養を高め
ること等を目的とする公的な場であって（最高裁平
成16年（受）第930号同17年7月14日第一小法廷
判決）、住民も公立図書館から上記のような図書館

資料の提供を受けることにつき法的保護に値する人格的利
益を有するものと解されることを考え併せると、熊取図書館
において…正当な理由がなく利用者の上記申込みを拒否す
るときには、利用者の上記人格的利益を侵害するものとして
国家賠償法上違法となるというべきである」

（判決全文と論評は、山本順一「熊取図書館問題」『みんなの図書館』 370.2008.2）

) ここで「人格的利益」= 人格権とは

竹田稔「…人格権は、人格に専属する個人の自由・名誉・身体・精神・生活等の人格的権利な
いし法的利益の総称としての包括的権利概念であり、その下位に名誉権・肖像権・氏名権・
プライバシーの権利があり、これらの権利が全体として人格権を構成し、この人格権の外延
に、権利性までは認められないが、不法行為法上の法的保護に値する人格的利益が存在する
と理解すべきであろう。」

（「判例紹介・公立図書館職員による蔵書除籍・廃棄事件 最高裁判決」『コピーライト』（2005.12）32-35p）

) 「図書館利用は憲法21条が保障する権利」まであと一歩

最高裁は、「よど号ハイジャック記事抹消事件」判決（1983.6.22）で、新聞、図書等を閲読
する自由は憲法21条が保障する権利であるとしている。あと1歩です。

展望 米国では～図書館を利用する権利は憲法が保障する表現の自由の中心的位置を占める

【クライマー事件 米国第3巡回区連邦控訴審裁判所判決（1992.3.23）】

クライマー（41歳・ホームレス）が、「騒々しい行動や乱暴な行動、不必要な凝視…ほか他者の
妨害になる行動」をする利用者を退館させられることができるとする館則とその適用は連邦憲法
修正1条違反で無効とモリスタウン市公立図書館を提訴。以下、判決骨子。

情報を受け取る権利は修正1条に基づいて成立する。

公立図書館を利用する権利は、情報を受け取る権利の中心的位置(the quintessential
locus)を占める。 (略)

モリスタウン市は館則で、そのような図書館を選択・設置・運営することを表明している。

他の人の目的達成を妨げることを規制する規則に違憲性はない。

* ALAはLBRの理念と実践を法的に認知し、公立図書館の存在意義を憲法の権利保障の枠組みに
位置づけた画期的な判決としている。(川崎良孝『図書館の自由とは何か』84-101p)

3) 公平性

) 法令の公平性規定

- ・「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない」（憲法第14条）
- ・「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」（地方自治法第244条2項） / 「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」（同法同条3項）

) 無料原則は、新自由主義も否定できない「機会の平等」=近代社会の基本理念

- ・図書館法17条「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」
国際的には

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」 「…公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。」

「IFLA/インターネット宣言」(2002.8.23 IFLAグラスゴー大会総会採択)

「…町から離れたいちばん小さな村落に住んでいようと、あるいは最大の都市にいようと、世界中の個人とグループが情報に平等にアクセスできるようにし、それによって個人的成熟、教育や知的刺激、豊かな文化や経済活動、広い見聞や知識に基づいた民主主義への参加が可能になる。」

インターネットとその情報源のすべてへのアクセスは、国際連合世界人権宣言、特にその19条と一致していなければならない。図書館・情報サービス機関では、他の中核的なサービスと同様、インターネットへのアクセスは無料とするべきである。」

わが国への効果

1999年の図書館法改正の際、インターネットの利用は17条が課金を禁じる「図書館資料の利用」ではないと解され、課金することは設置自治体の判断で可能とされた。

しかし、現在、ネット利用と商用データベースの利用に課金する自治体は(知る限り)ない。

「都内公立図書館インターネット等サービス状況」 都立中央図書館HP 2012.9更新

4) 「+1」のルール 「図書館は利用者の秘密を守る」

読書事実(何を讀んだか)、どういう傾向のものを読むか(読書傾向)は、人に知られたくない内心の領域(プライバシー)に属する。

プライバシー権の定義 「宴のあと」裁判・東京地裁判決 1964.9.28

「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあること」「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められること」、「一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと」をプライバシー権に関わることとしてあげている。

図書館利用の秘密が守られなければ知る自由(図書館利用)は委縮する。

特定個人の図書館利用記録は、機微情報(センシティブ情報)として扱うのが妥当。

青森県個人情報保護条例 第8条-2 「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。」

JIS Q 15001:個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項 -

個人情報を事業の用に供している、あらゆる種類、規模の事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定。 主務大臣：経済産業 1999.3.20 制定 2006.5.20 改正

3.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限

- a) 思想，信条又は宗教に関する事項
- b) 人種，民族，門地，本籍地（所在都道府県に関する情報を除く．），身体・精神障害，犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- c) 勤労者の団結権，団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
- d) 集団示威行為への参加，請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
- e) 保健医療又は性生活に関する事項

3.4.2.6 利用に関する措置

（１）事業者は，特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用しなければならないことが要求されている．

（２）特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は，あらかじめ本人に通知し，本人の同意を得なければならないことが要求されている．ただし，次に示すいずれかに該当する場合は，この限りではない．

a) 法令に基づく場合

* 例えば，刑事訴訟法第 218 条の令状による捜査に基づき，個人情報を取扱う場合．少年法第 6 条の 5 の令状による触法少年の調査の場合．所得税法第 234 条の所得税に係る税務職員の質問調査権の行使の場合．地方税法第 72 条の 7 の事業税に係る徴税吏員の質問調査権行使の場合などをいう．（*印は日本規格協会による解説）

) 「秘密を守る」具体例

- ・貸出記録（データ）は資料返却時に抹消する
- ・子どもが借りている本は親にも教えない（大体，小学 2・3 年生以上の場合）
- ・予約申込みカード，登録申込みカード，貸出しカードなど個人情報が書かれているものは，受けたら裏返すなど，他の利用者の目に触れないよう管理する． データ入力したら裁断する．
- ・レファレンス記録から個人特定情報情報を削除する．
- ・利用者用インターネット画面は他の利用者から見られないよう配置する．

) 捜査機関等からの照会

警察・検察は捜査に必要な場合，公務所へ照会できる．

刑事訴訟法

第 197 条-2: 捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる．

第 507 条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は，裁判の執行に関して必要があると認めるときは，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる．

裁判所が捜査機関に発行する搜索差押許可状（令状）と異なり，強制力はない．

但し，令状発布 22 万 6 千件に対し，請求却下は 183 件・0.08%（「司法統計年報 2011 年度」）個人情報保護法制は，本人承諾がない個人情報の目的外第三者開示を認めないが，「法令に基づく」場合はその例外としている．

政府は刑訴法 197 条-2 等がこの「法令」に当たるが「提供を義務付けるものではない」と説明している．

総務省 HP > 個人情報保護 > よくある質問とその回答（抜粋）

Q5-7 保護法は「法令に基づく場合」（第 8 条第 1 項）を利用目的以外の利用提供の原則禁止から除外し

ていますが、これに該当する法律の例としてどのようなものがありますか。

A 保護法では、他の「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の利用・提供を原則して禁止しています。

この「法令に基づく場合」の具体例としては、以下のようなものが考えられます。（中略）

- ・民事訴訟法第 186 条、第 223 条第 1 項及び第 226 条
- ・刑事訴訟法第 197 条第 2 項及び第 507 条
- ・弁護士法第 23 条の 2

なお、本項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではありません。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要があります。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question.html#toriatukai

行政機関個人情報保護法 第 8 条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（以下略）

【国会図書館の利用記録 50 万件押収問題 1995 年】

国会図書館は「国家公務員法の守秘義務と自由宣言に基づき」報告を拒否。

東京地裁発行の令状により押収。「源氏物語の閲覧記録までもっていかれた」

【タスポ（日本たばこ協会）への厳しい報道】

*タスポ情報、検察に提供 日本たばこ協会
「共同通信」2009.7.26

たばこ自動販売機の成人識別カード「タスポ」を発行する日本たばこ協会が、特定の個人が自販機を利用した日時や場所等の履歴情報を検察当局に任意で提供していた。

行方の分からなかった罰金未納者の所在地特定につながったケースもあった。刑事訴訟法に基づく照会に回答したが、タスポの利用者は通常、想定していない事態。協会は、「法に基づく要請には必要に応じて渡さざるを得ない。情報提供については会員規約で同意を得ている」と説明。求められた個人の生年月日や住所、電話番号、カード発行日、たばこ購入の日時や利用した自販機の所在地を一覧表にして提供。免許証など顔写真付き身分証明書の写しが添付された申込書のコピーを渡した事例もあった。

利用者へ配慮必要 元検事の落合洋司弁護士の話
「東京新聞」2009.7.26

…捜査当局への情報提供は、カード利用者にとっては予想に反する行為。日本たばこ協会は、制度上、喫煙者がタスポを利用せざるを得ない現状にも配慮する必要がある。

「筆洗」 同上

…携帯電話やクレジットカードの会社も案外あっさり利用履歴を当局に提供するようだ。即ち、お上は必要とあらば、あなたのような特定個人が、どこへ行き、何を買い、誰と話したかなんてことの大方向は簡単に把握できる仕掛け。ちょっと怖い気がする。えっ、自分には後ろ暗いことはないから無関係？なるほど。でも、誰が関係しだれが無関係かを決めるのは常に権力で、個人の側ではない。

* 照会を受けた図書館がやるべきこと

利用記録はプライバシー情報（個人情報保護法，条例では「機微情報」）であり，法（地方公務員法第 34 条の守秘義務，個人情報保護条例）と図書館の自由に関する宣言に基づき，原則として応じられないと説明する．

文書（捜査関係事項照会状）を求める．（照会の責任者，理由を確認し記録するため）次のことがあるか説明を求める．

- ・ 重大性（生命や身体の安全に関わる）
- ・ 緊急性（令状請求の時間がない）
- ・ 代替不能性（他の情報に代えがたい必要性がある）

* 参考文献 後藤 昭・図書館利用者の秘密と犯罪捜査「現代の図書館」34(1) 1996.03, 47-50p

読書記録開示の令状は違憲：米国「タタードカヴァー事件（2002年）」判決
麻薬取り締まりの捜査をしていた警察官が，容疑者のトレーラーハウスから捨てられたゴミの中に，タタードカヴァー書店から通信販売された図書の納品書を発見した．
警察はその図書を買った人物を確定するため令状を取り，タ書店を捜査した．
タ書店は「購入記録が政府・警察に提出させられるなら，書店で本を買うという人々の権利が萎縮する」ので，この令状は合衆国憲法修正 1 条（表現の自由）違反で無効だと提訴した．
ALA 知的自由委員長・クラグの証言 「多くの利用者が，もしも図書館での利用の記録が開示されることがあれば，図書館を使うのをやめると図書館協会に対して表明している．」
コロラド州最高裁判決「このような捜査令状の執行は，憲法によって保護された表現の自由の権利の行使を相当程度萎縮させ，違憲」

4. 非難された資料

自由宣言は，すべての人に，すべての（公刊）資料を提供することが図書館の使命だとする．
だが，さまざまな人達から，さまざまな理由で，さまざまな資料が非難される．

差別表現

『ちびくろサンボ』1988年． 黒人差別の絵． サンボという蔑称． 全出版社が絶版
『タイ買春読本』1999年． タイ女性の買春を助長． 市民の論争． 有害図書指定へ
『老いの超え方』2010年． 特殊部落という言葉． 出版社が図書館に「削除」通知
性的表現 『週刊現代』2000年． ヘアヌード掲載． 宗教団体，一部政党が排除運動
危険な表現 『完全自殺マニュアル』1998年． 自殺助長． 東京都も有害図書指定へ
事実と異なる記述 『縄文の歴史』．旧石器遺跡ねつ造に基づく報告書の引用．出版社は図書館に事情説明文書送付

プライバシー侵害表現 - 特定個人の人権侵害（表現の自由権の「内在的制約」）

『フォーカス』1997年． 神戸「少年A」の写真が少年法 61 条違反． 商業主義
『石に泳ぐ魚』1994～2002年． 在日 1 女性）の名誉棄損・侮辱等． 最高裁差止判決
『週刊文春』2004年． 田中真紀子氏の長女離婚記事． 東京地裁差止め決定・高裁破棄
法令による規制 刑法 175 条（わいせつ文書・図画），児童ポルノ禁止法，青少年条例等

自由委員会の立場

～ は提供する．

は裁判で差止め判決がある場合は、その旨のメモ等を添付して提供する。
は提供を制限または停止する。

読む人 = 知る自由（権）の持ち主である市民ならこう言える

「『その本を読むな』という権利はあなたにはない。それは私を侮辱することです」

「私はあなたの意見に反対だ。だが、あなたが意見を言う権利を私は命を懸けて守る」

5. まとめ

わが国では知る自由の母体である表現の自由が容易に法律とその適用によって規制される。他の基本的人権に優越するとする近代憲法の原則は、実質的に認知されているとはいえない。

図書館の自由についても、わが国裁判所は表現の自由を法的根拠とするに至らず、「人格権」を以てするに止まっている。

「図書館の自由」を運営原則とする図書館活動（サービス）を質量ともに充実していくことが、国民が図書館を利用する権利の具体的カタログを増やし、権利として確定していく。

図書館の自由に関する宣言

(社)日本図書館協会 1954年総会採択 1979年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書

館はこの反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもち、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。

5. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針に基づき資料の選択および収集を行う。その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもち、いようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広

く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべ

ての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。